

福島市公告第 112 号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条に基づき、旧同法第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、旧同法第19条の規定により公告する。

また、当該の関係書類は、下記場所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年4月30日

福島市長 木 幡 浩

縦覧場所

福島市役所農政部農業企画課  
福島市五老内町3番1号

但し、縦覧時間は市役所の執務時間内とする。